令和元年第2回定例会総務委員会会議録

令和元年9月17日 午前10時~午前11時 全員協議会室

出席者氏名

 久米原孝子
 委員長
 加藤
 勉 副委員長

 札野
 章俊
 委員
 金剛寺
 博
 委員

 滝沢
 健一
 委員
 大竹
 昇
 委員

 鴻巣
 義則
 委員

執行部説明者

副 市 長 川村 光男 市長公室長 龍崎 降 総務部長 菊地 紀生 議会事務局長 黒田智恵子 会計管理者 危機管理監 出水田正志 吉田 宣浩 危機管理課長 猪野瀬 武 法制総務課長 落合 勝弘 人 事 課 長 川崎 幸生 財 政 課 長 岡田 明子 情報管理課長 酒巻 秀典 契約検査課長 島田 眞二 秘書課長 企 画 課 長 大久保雅人 森田 洋一 シティセールス課長 松本 大 道の駅・牛久沼プロジェクト課長 由利 毅 会 計 課 長 荒槇 由美 監査委員事務局長 油原 一彦

シティセールス課長補佐 重田 正光 (書記)

事 務 局

課 長 松本 博実

議 題

議案第1号 龍ケ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に ついて

議案第6号 龍ケ崎市固定資産評価審査委員会条例及び龍ケ崎市行政不服審 査に関する条例の一部を改正する条例について

議案第7号 龍ケ崎市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部を改 正する条例について

議案第8号 龍ケ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部を改正する条例について

議案第15号 工事請負契約について (龍ケ崎市防災情報伝達システム整備事業)

議案第25号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管事項

久米原委員長

開会に先立ちまして、委員の皆様に申し上げます。本日、傍聴の申し出があります ので、これを許可いたします。

ここで、傍聴の皆様に一言申し上げます。会議中は静粛にお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました 議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第15号、議案第25号の所管 事項、以上6案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけでございま すが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に 進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

初めに、議案第1号 龍ケ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について執行部から説明願います。

菊地総務部長、お願いします。

菊地総務部長

議案第1号 龍ケ崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてです。

議案書の第1ページ、別冊の議案説明資料、そちらをごらんください。

この条例は、平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月から創設されます会計年度任用職員制度に係る職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものです。

現行の臨時非常勤職員制度においては、地方公務員法の適用区分によりまして、嘱託員、臨時職員、一般職非常勤職員に分かれており、各地方公共団体ごとに任用根拠が曖昧になっている状況があり、課題とされてきたところです。

このようなことから、会計年度任用職員制度が創設され、それぞれの職種の任用根拠を厳格化し、常勤職員と同様に地方公務員法の服務規程が適用される一般職として、新たに給与及び勤務条件を整理することになったものです。

なお、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第203条の2第5項及び第204条第3項の規定によりまして、職員の給与、手当等の額やその支給方法は条例で定めることとされておりますことから、本議会に議案を上程させていただきました。

地方公務員法及び地方自治法の改正内容の概要と条例案の概要につきましては、従前にお配りしております別冊の議案説明資料のとおりになります。

以上です。

久米原委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

それでは、この議案第1号につきまして、数点ほど質問させてもらいます。 初めに、本会議の質疑でもありましたが、現在のこの非正規の人数は451人という お話がありました。そのうちお聞きしたいところは、まず、来年度から学童保育指導員が民間委託の方向というのが示されているわけですけれども、この間、決算委員会のときには、この指導員の数は、4月1日現在で116人と言われていましたが、決算委員会では、現在117人という話もありました。この辺も今後どうなるのかというのと、もう1点、今回条例の第25条で期末手当の対象とならない、勤務時間が著しく短い人は対象にならないと書いてあるわけですけれども、この辺の人数がどの程度になるのか、まずお聞きしたいと思います。

久米原委員長

川崎人事課長。

川崎人事課長

会計年度任用職員制度についてです。金剛寺委員がおっしゃるように、平成31年4月1日現在の臨時非常勤職員は451人で、学童保育の支援員が116人となっております。 差し引きが335人となるわけでございますけれども、おっしゃるとおり、学童保育に関しましては、来年度から民間事業者への業務委託を予定しているということでございますので、差し引き300人強の職員が現時点では会計年度任用職員に移行する予定でおります。

これまで財政面、見込む負担の増につきましては、約2億円の増と説明申し上げて きたところでございますけれども、その2億円は、学童保育の民間委託への移行分を 除いた部分での2億円の増額が見込まれているところでございます。

続きまして、条例第25条にございますいわゆるパートタイムの会計年度任用職員の期末手当についてです。パートタイムの会計年度任用職員につきましては、報酬、費用弁償、そして期末手当が支給対象となります。ただし、25条のほうで期末手当について規定されているわけですが、ここに括弧書きで、「1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として市規則で定める者を除く」ということが規定されておりまして、期末手当の支給対象外の規定がここで示されております。

現在、規則で予定しておりますのが通常の勤務時間は1週間当たり平均15時間30分未満の者を想定しているところでございます。この15時間30分未満という根拠でございますけれども、現在、国の非常勤職員の取り扱いにつきましては、やはり15時間30分未満の者は期末手当の支給対象外と運用されているところでありまして、この運用に基づいて、当市としてもそのようにしていきたいと考えております。

また、その人数についてですが、ちょっと今、人数というのは数字のほうは持っておりませんけれども、例えば職種を例で申し上げますと、例えば保健センターで勤務している歯科衛生士、これは月2回程度で1回4時間程度の勤務、また保育所での早朝保育や残留保育に当たる保育士は、1日当たり2時間程度で週5日間という勤務形態になっておりますので、この15時間30分未満となる職種になるかと思っております。以上です。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

2点目、お聞きします。

フルタイムの場合には、給料という表現になっていますけれども、あと、パートタイムの場合には、報酬ということになっていますけれども、これはどのようにして決めるかについてすけれども、第5条で等級別基準職務表というのが、最後の12ページに、この別表の等級別基準職務表というのが載っているわけで、この中で行政職務第1級、定型的または補助的な業務を行う職員については、これは法改正のときで1級の1号給から1級の29号給という話があって、条例には、この1級の29号給というお話だったと思うんですけれども、それの確認。あと、医療職の例えば1級、福祉職の1級等もあるわけですけれども、ここについては、いわゆる資格を取るときの難易度の問題はあると思うんですけれども、実際に例えば栄養士とか保育士というのは、実際には、なかなか時給が高くないと集まらないという状況もあると思うんですけれども、このほかに医療職の1級、福祉職の1級というのは、別途、この上限額というのは定められるものなんでしょうか。

久米原委員長

川崎人事課長。

川崎人事課長

適用の報酬の額、格付についてです。金剛寺委員がおっしゃるように、一般的な事務、定型的な事務職に関しましては、行政職員給料表の1級1号給を基本としまして、当市の大卒初任給であります1級29号給を上限として、昇給とか、あと学歴区分に応じた号給を加算ができるというふうにしたいと考えております。

これはあくまでも行政職の事務の職員についてでして、今、お話がありましたが、 栄養士、保育士などにつきましては、条例上は1級に格付はするわけですけれども、 その上限につきましては、先ほど申し上げた1の29によらないで、それよりも上げる ことも、これはできるかと思います。これは規則のほうで定めていきたいと思うので すが、職務の内容に応じて、そちらの号給などは決定してまいりたいと思います。

また、看護師や保健師などは、2級格付となっておりますけれども、2級の中でも 号給によって金額が決まっておりますので、現在、1,000円、1,300円程度の時給単価 を払っておりますので、人材確保の観点からも、そういったものも勘案して、今後、 規則のほうで決定をしていきたいと考えております。 以上です。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、初めからこの行政職の2級、医療職の2級、教育職で2級というのが初めから設定されているわけで、これは2級の号給からいくということになると思いますけれども、これについても、これらの人たちの2級の上限額というのは決められるものでしょうか。

久米原委員長

川崎人事課長。

川崎人事課長

おっしゃるように、2級の中でも上限額は設けていきたいと考えております。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

一般質問の中に、図書館司書の処遇改善みたいな話があったんですけれども、これ 見る限り、図書館司書という職務は、この職務表の中にはないんですけれども、これ はどこに当てはまるものですか。

久米原委員長

川崎人事課長。

川崎人事課長

図書館司書業務に関しましては、一般職の業務と類似するものと考えられますので、 大学卒の初任給である1の29号給を上限とする予定で考えております。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

そうすると、行政職の1級と同じというようなことですね。

では、次にいきます。

あとは、とりあえず最初の段階で置きかえられるわけですけれども、その置きかえた基準月額というものは、毎年この条例上では、毎年とまでは書いていないんですけれども、任命権者が決定するということになっていますので、これは会計年度職員なんで、毎年、結局変わるわけだけれども、これはそういう最初決められた給与なり報酬がアップしていくような仕組みをとられるんでしょうか。

久米原委員長

川崎人事課長。

川崎人事課長

こちらの会計年度任用職員の給料や報酬は、我々常勤の職員の給料表に基づいて、 それを準用する形で決定することになります。したがいまして、ここの条例上では、 給料表というものは別表で載せていないんですけれども、我々常勤の職員は人事院勧 告に基づいた給与条例の改定を行うのが通常かと思うんですけれども、そちらに連動 するような形になりますので、もちろん上がる場合もあれば、下がる場合もあるというようなことでございます。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

最後に1点聞きます。

新たに支給となる手当のところですけれども、条例上には、さまざまな手当について書かれてはいるんだけれども、それは実際に、例えば特殊勤務手当であるとか宿直なんかは、そのときになれば、それはつくものだと思うんですけれども、あと交通費については、フルタイムでは通勤手当、パートタイムでは費用弁償ということになっていると思うんですけれども、これはこれまでもあったと思うんですよね。なかったのが期末手当だけだと、この条例上、思いましたけれども、その辺の確認をしたいと思います。

久米原委員長

川崎人事課長。

川崎人事課長

支給される手当につきましては、まず大きなものは、フルタイム、パートタイムにかかわらず期末手当が出るというのは、これは大きな、新たに加わるものでございます。そのほか、おっしゃるように、特殊勤務手当とか、休日勤務手当とか、宿日直手当とかという手当が条例上は規定されております。これも、これまでの臨時非常勤職員には、宿日直手当というのはそもそもないという考え方から、手当として設けていなかったわけですけれども、今回、条例上は、こういった手当は一応例示というか規定はしていますけれども、現実のところでは、会計年度任用職員を宿日直業務に当てるとか、あとは特殊勤務手当の対象となる業務に従事させる予定はございません。

また、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、時間外勤務手当という形では、手当という形では出せませんので、もし時間外勤務が発生した場合は、それに見合った報酬として支給することになりますし、また、地域手当につきましても、報酬として地域手当相当額を加算した報酬を支給する予定となっております。

以上です。

久米原委員長

大竹委員。

大竹委員

ざっくりした質問で恐縮ですが、会計年度任用職員制度の導入後、先ほど大体2億円ぐらいかかるよという話は聞いていますので、そういう中で、人件費に対して、今度は長期にわたってのシミュレーション、また、その推移を教えていただきたいのと、あと、今後の、そういう中で、今の言葉の中でもあるように、対応をどのような形で

していくのか、現時点でどのように考えているか、その辺のことのご説明をお願いします。

久米原委員長

菊地総務部長。

菊地総務部長

会計年度任用職員、2億円がふえてまいります。その総人件費をどう考えるんだというご質問だと思うのですが、当然、その人件費、オールトータルで1人当たりの給与掛ける人数という形になってくるかと思います。これまで議会等で何回かご説明をさせていただきましたように、定員管理ということで、今、これからの人口減少であったり、AI、いろいろなシステム化であったりということで、職員を抑制しながら、分担しながら、あとは、機械を入れるべきところは機械でやる、学童保育のように民間にお願いするところは民間にお願いするということで、今、約40億円、人件費にかかっておりますけれども、その枠をある程度維持しながらやっていきたいと考えております。

久米原委員長

大竹委員。

大竹委員

おおむねわかりましたけれども、先ほど言ったように、私が求めたのは、やっぱりこれからAIとかRPAとか、一応ソフトプランと、それからそれに対してのコンピューターのイニシャルコストにかかってくるわけだよね。また、そのスタッフの考え方も大きく変わってくるわけですよね。だから、そういう流れの中で、今、お話は出てきましたから、それをある程度戦略的に組み立ててもらわなければならないというようなちょっと心配がありましたもので、ご質問させてもらいました。しっかりとスタッフと協議しながら、余り人件費がかからなくて運営できるように頑張っていただきたいと思います。

以上です。

久米原委員長

ほかにありませんか。

加藤委員。

加藤委員

確認と質問と1点ずつお願いします。

常勤が438人、非常勤臨時非常勤職員が451人で、さっきの説明だと451人のうち116人の学童保育は民間に委託するので、残りの451人から引いた335人と、それから常勤の方438人を含めて773人、この数字である程度、この2億円という数字は計算しているのかどうか、まずそこを聞きたい。

久米原委員長

川崎人事課長。

川崎人事課長

2億円の増というのは、臨時・非常勤職員335人が会計年度任用職員になった場合の増額で、常勤の職員は含まれておりません。

久米原委員長

挙手お願いします。

加藤委員。

加藤委員

これから質問なんですけれども、非常勤職員が会計年度任用職員に変わった場合に 2 億円ふえるということなんですけれども、これ実際、人件費って結構固定費になる から大きいと思うので、先ほど菊地総務部長の話だと、今、40億円ぐらいで、全体と してはその数字で収めていきたいという考え方がある中で、例えば今働いている方が 会計年度の任用職員に来年度以降も希望すれば全員いけるのか、それとも、希望を聞いて、場合によっては数を減らすとか、そんなことを考えているのかどうか、教えて もらいたいなと思って。

久米原委員長

川崎人事課長。

川崎人事課長

これまでも臨時・非常勤職員につきましては、各課の要望等を伺いながら配置を検 討してきたところなので、必ずしも希望すれば全ての方が会計年度任用職員に移行で きるというわけではございません。

また、心配な点としましては、今回期末手当が新たに支給されることで、いわゆる 配偶者の方の税金上の扶養に入っていたりされている方もいらっしゃると思うんです けれども、そういった収入がふえることによって扶養から外れてしまうとのは困ると いう方も、もしかしたら出てくるのではないかなというのは心配されるところです。 以上です。

久米原委員長

加藤委員。

加藤委員

とりあえず今いる方たち、皆さん、意向調査みたいなのはしていくんですかね。

久米原委員長

川崎人事課長。

川崎人事課長

現在任用している方を対象に、まず会計年度任用職員制度というはどういう制度になるのかという説明会を任用している、任用されている職員本人にもしますし、また任用している課、また任用を来年予定している課に対しても、それぞれ行う予定であります。

久米原委員長

加藤委員。

加藤委員

川崎課長の話でわかった点は、扶養の範囲内という方は結構いらっしゃると思うけれども、ただ、現実に役所の本庁舎の中を見ていくと、若い職員が随分、臨時・非常勤職員いらっしゃると思うので、これは答弁要りませんけれども、なるべくご本人たちの意向に沿えるように、雇用責任というのが市にやっぱり発生していると思うので、その辺については慎重に意向を聞いてあげていただきたいと思います。

以上です。

久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第1号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第6号 龍ケ崎市固定資産評価審査委員会条例及び龍ケ崎市行政 不服審査に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。 菊地総務部長。

菊地総務部長

議案第6号 龍ケ崎市固定資産評価審査委員会条例及び龍ケ崎市行政不服審査に関する条例の一部を改正する条例についてになります。

議案書の24ページ、新旧対照表の5ページになります。

これは、不正競争防止法等の一部を改正する法律によりまして、工業標準化法が改正されたことに伴うもので、いわゆるJIS企画について、日本工業規格から日本産業規格に名称が改められましたことから、龍ケ崎市固定資産評価審査委員会条例及び龍ケ崎市行政不服審査に関する条例中の用語の改正を行うとともに、所要の改正を行おうとするものになります。

以上です。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

余り大きいものではないですが、このほかに今回6条のところの改定もされていますが、この内容で見ると、15条、16条というのが目次の中に入っていないということが今回、やっと初めてわかったのですが、これは何か意味合いがあったのですか。

久米原委員長

落合法制総務課長。

落合法制総務課長

目次の部分の改正箇所につきましてですが、こちらにつきましては、実は平成28年3月に条例改正をした際、条文の本体のほうは改正をいたしましたが、その目次の箇所、こちらの改正が必要であったにもかかわらず見落としていったために、今回あわせて目次を正しい内容に改正させていただくものでございます。

以上です。

久米原委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第7号 龍ケ崎市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

議案第7号 龍ケ崎市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する 条例についてです。

議案書の25ページ、新旧対照表は7ページになります。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い地方公務員法が改正され、職員の欠格条項等に係る規定の見直しが行われましたことから、同規定を引用する龍ケ崎市職員の分限の手続及び効果に関する条例、龍ケ崎市職員の給与に関する条例、龍ケ崎市職員の旅費に関する条例の3条例について、これに伴う改正を行おうとするものです。

なお、施行日は、法の施行に合わせ本年12月14日とするものです。 以上です。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第7号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第8号 龍ケ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

出水田危機管理監。

出水田危機管理監

議案第8号 龍ケ崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例についてでございます。

議案書26ページ、新旧対照表の10ページをお願いします。

これは、議案第7号と同様、成年被後見人等の業務の制限にかかわる措置の適正化 等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い地方公務員法が改正された ことを踏まえたもので、消防団員の欠格条項にかかわる規定の見直しを行うとともに、 所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、施行日は、議案第7号と同様に本年12月14日となります。 以上です。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第15号 工事請負契約について(龍ケ崎市防災情報伝達システム 整備事業)について執行部から説明願います。

出水田危機管理監。

出水田危機管理監

議案第15号 工事請負契約について、議案書48ページをお願いいたします。

龍ケ崎市防災情報伝達システム整備事業です。これは、龍ケ崎市防災情報伝達システム整備事業の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであり、仮契約額は4億2,680万円でございます。

以上です。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

数点質問したいと思います。

まず1点目に、今回この日本電気に決まったわけですけれども、本会議の質疑の中で、今回はプロポーザル方式でこれを決めたと答弁ありましたけれども、まず、このプロポーザルに参加した製造メーカーはどこでしょうか。

久米原委員長

猪野瀬危機管理課長。

猪野瀬危機管理課長

今回のこの事業に関してプロポーザル方式に参加した業者でございますけれども、 日本電気株式会社、それから田中電気株式会社、日本無線株式会社、日立国際電気株 式会社、関電工株式会社、以上5社が今回のこのプロポーザルによる防災情報伝達シ ステム整備事業に参加を表明した業者でございます。

以上です。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

防災無線をできる会社というのは、日本でも限られた会社だと思うんですけれども、5社のほかにも幾つか会社としてはあると思うんですけれども、5社にまず絞ったところは、これは初めに5社に、ここに絞ってプロポーザルの依頼をしたのか、それとも、呼びかけたけれども参加しなかったみたいなのはあるかもしれませんけれども、聞きます。

久米原委員長

猪野瀬危機管理課長。

猪野瀬危機管理課長

ただいまのご質問ですが、ただいま申し上げました業者のほかにも、こちらからは、 これまでこのような事業を行いますというような、そういうことを公募いたしまして、 それで応募をして手を挙げてきたのは先ほどの5社という形になってございます。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

プロポーザル方式は、3項目に分けて点数を評価して、その結果、この日本電気が第1位だったということで、特に価格などで評価を受けたと答弁されているんですけれども、あと、システム面ではほかと同様だったのか、システム面でも日本電気はすぐれていたのかどうか、その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

久米原委員長

猪野瀬危機管理課長。

猪野瀬危機管理課長

システム面の部分でございますけれども、今回この事業にまず応募をしてきた先ほどの5社につきましては、全て60メガヘルツ帯のデジタル防災行政無線システムということで、基本的な部分は各社とも変わらないという状況の中で、各社それぞれよりよい点等がございました。

その中で日本電気になったわけですけれども、このシステム面でどういうことがポイントとなったかというところを幾つか申し上げますと、まず、現在、今のアナログ防災行政無線、市内に139局の屋外拡声子局を設置しておりますけれども、これを高性能スピーカーを混ぜることによりまして、25局削減して114局に、難聴地区の改善を含めた市内全域を網羅できるという点、こういったことがございました。

それから、新たなシステムになりますと、現在、防災行政無線放送をする際には、そのほかにメール配信サービス、ホームページ、SNS、ツイッター、フェイスブック等、それぞれ別々に操作をして情報発信をしておりますが、新たなシステムにおいては、防災無線を放送したと同時にその処理が行えるという、一元化が図られるということでございます。

それから、現在、職員の生声での放送が音声防災システムというコンピューターの 防災システムで放送ができるんですけれども、こちらについても、日本電気の音声防 災システムが他社よりも非常に自然に近い形でよかったというのがございました。

それから、スマートフォンを活用した防災アプリを導入するということで、こちらについても、戸別受信機のかわりになるような、防災無線放送があると音声が流れるような、そういう機能もあるようなシステムということでございました。また、戸別受信機の導入も行えるということ等がございました。

以上でございます。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

今の説明の中でも、屋外の拡声局を25局、新しいシステムの中では削減するというのが、新しいこのシステムになっているわけですけれども、あと、高性能スピーカーというのもありましたけれども、これは、削った25局をまとめるようにカバーしていくのかについてお願いします。

久米原委員長

猪野瀬危機管理課長。

猪野瀬危機管理課長

25局削減の部分もございますけれども、現在、民有地をお借りして設置している放送塔がございまして、そういった部分はなるべく削減をしたいという部分もございました。そういった中で、高性能スピーカーを新たに入れることによりまして、音達範囲が広くなるということもあって、25局削減、今回できることになりましたが、これで音達、市内全域の現在の音達と変わらず賄えるということが大きなところでございました。

その中で、先ほど民有地の部分も言いましたが、現在、民地、31局民地をお借りしております。これを新たなシステムでは22局に削減できるということで、公共施設をできる限り使用して119、25局の削減ということになったところでございます。

以上です。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

あと、金額面で、契約が4億2,680万円の1本契約になっていますので、これはいろいろ分解すれば、基地局であるとか野外の拡声局とか、中身のそれぞれの積み上げがあると思われますので、それも分解してお願いをしたいのです。

久米原委員長

猪野瀬危機管理課長。

猪野瀬危機管理課長

それでは、事業費の内訳についてでございます。本事業につきましては、本年、令和元年、令和2年、令和3年の3カ年事業となっております。各年度ごとにご説明をさせていただきますと、令和元年度が実施設計を行いまして、こちらが792万円でございます。

そして、令和2年度には、基地局整備に5,498万9,000円、屋外拡声子局の整備に1億7,961万円、そして既存の屋外拡声子局の撤去でございます。こちらが3,008万5,000円、そして戸別受信機の整備に209万円、そして龍ケ崎消防署と龍ケ崎警察署にございます遠隔制御器、こちらの整備に528万円、そして、その他の経費でございます。経費が5,874万1,000円で、令和2年度が3億3,079万5,000円でございます。

そして、令和3年度でございますけれども、基地局の整備に55万円、屋外拡声子局の整備に5,982万円、既存の屋外拡声子局の撤去に808万5,000円、そして経費が1,958万円、合計で8,808万5,000円となっております。

以上です。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。

そうすると、その野外拡声局をかえるのに2年間かかるわけですけれども、これからの防災放送というのは、新しく基地局を設置しちゃって、2年度でもう新しくなった、スピーカーは新しいシステムでいって、古いほうは、古いほうの基地局は残しておいて、そちらも鳴らして、この2年、3年については、両方で鳴らしていってどんどんかえていくみたいなような方式になるんでしょうかね。

久米原委員長

猪野瀬危機管理課長。

猪野瀬危機管理課長

ただいまのご質問ですが、工事期間中でございますが、現行のアナログ無線、そして新設のデジタル無線、こちらを同時に稼働して運用停止のないような形で対応をしてまいります。

以上です。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

最後に1点だけ質問をします。

いい防災無線になっても、夜間であるとか気密の室内なんかではなかなか聞こえないということは当然あり得ることだと思うんですけれども。戸別受信機の対応についてなんですけれども、前の、今の方式でやったときには、各家庭に戸別受信機を置いたとしても、実際にはよく聞こえなかったというのが東日本大震災の後に、発表されましたが、今度の方式では、この戸別受信機の対応については、どの程度可能なものなのか、お知らせ願えますか。

久米原委員長

猪野瀬危機管理課長。

猪野瀬危機管理課長

戸別受信機でございますけれども、新方式であっても、無線による電波を飛ばして、

それを受信しないと聞こえませんというのは、現在のアナログ無線と大きく変わらない形になります。現在の受信状況が悪い場合は、屋外にアンテナを設置して、それを建物の中に引き込むというような工事が必要になるということは変わりませんので、その補完として、先ほど申しました防災アプリを、スマートフォンをお持ちであれば活用していただくことでその補完ができるのではと考えております。

以上です。

久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第15号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 続きまして、議案第25号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管 事項について執行部から説明願います。

菊地総務部長。

菊地総務部長

議案第25号 令和元年度龍ケ崎市一般会計補正予算についてです。

議案書、別冊1の1ページをお開きください。

この補正予算ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,351万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ254億3,636万8,000円とするものでございます。

歳入から順にご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

まずは、一番上からです。地方譲与税です。新設された森林環境譲与税351万1,000 円を新規計上しております。森林の整備や林業への理解促進に活用する譲与税で、本 年度は、新設した森林環境譲与税基金に積み立てを行います。

続きまして、その下、地方特例交付金でございます。自動車税及び軽自動車税の減収補塡に係る交付金が新設されたことから、従来の個人住民税分と区分して計上をしております。全体では257万3,000円の増額となっております。

続きまして、その下、地方交付税の普通交付税でございます。7月の普通交付税本 算定の結果によりまして、普通交付税を1億5,811万8,000円ほど増額をしております。

一方、15ページの一番下にございます普通交付税の代替措置であります臨時財政対策債につきましては、1億669万円の減額となっております。この結果、実質的な普通交付税の総額は36億8,772万8,000円で、当初予算比較で5,142万8,000円の増額となっております。

戻っていただいて、国庫支出金になります。社会保障税番号制度システムの整備費は、新中間サーバ構築に係る負担金の補助で239万1,000円を新規計上しております。

次ページをお願いいたします。

下から2番目の財産収入でございます。一般不用品の売り払い収入は、中型バスの 売却により95万5,000円を計上しております。

続きまして、その下でございます。寄附金は、馴柴小学校の教育に活用してほしい という趣旨でいただきました一般寄附金100万円を増額し、同額を歳出の教育費、小 学校教育振興費の需用費と備品購入費で計上をしております。

次ページをお願いいたします。

上から2段目になります。財政調整基金繰入金でございます。財源調整のため当初予算に計上していた5億6,000万円のうち3億円を繰り戻しをしております。

続きまして、その下、一般会計繰越金でございます。本補正予算の財源調整のため、 858万7,000円を計上しております。

続きまして、その下、諸収入です。市まちづくり・文化財団派遣負担金、茨城租税 債権管理機構派遣負担金、市社会福祉協議会派遣負担金、市シルバー人材センター派 遣負担金、2つ飛びまして、職員団体専従者負担金は、各団体への派遣職員負担金を 確定したため調整をいたしました。

次になります。

龍崎市長公室長

その下になります。道の駅護岸改修工事返戻金でございます。道の駅の護岸工事につきましては、昨年の9月11日に3工区に分けまして工事請負契約を結んだところでございます。それを受けまして、合計で5,460万円、これ前金払いとして業者のほうに支払っております。そして、本年7月10日にこの工事の解除を行ったところでございますが、この工事締結時から解除に至る期間の工事の出来高、これを精算いたしまして、この精算額が878万3,491円になります。これの差額4,581万6,509円、これを返戻していただくものでございます。

菊地総務部長

続きまして、その下、市債でございます。旧北文間小学校整備事業債は、校舎解体 工事分として1億3,320万円を増額しております。

続きまして、その下でございます。

出水田危機管理監

消防債でございます。消防自動車整備事業債であります。消防指揮車に対する記載 充当率の変更により、250万円増額しています。

その下、防災情報伝達設備整備事業債は、契約額の確定により20万円減額するものでございます。

続きまして、その下でございます。

菊地総務部長

臨時財政対策債でございます。7月の普通交付税本算定の結果によりまして、1億669万円減額となりました。

17ページをお願いします。

続いて、歳出でございます。

まず、職員給与費でございますが、これは主に人事異動により職員及び嘱託員の配置が確定したことに伴う増減でございます。職員給与費(議会事務局)でございます。 5人分の人件費でございます。

続きまして、総務費の一般管理費です。特別職給与費の共済費でございますが、これは市長、副市長の共済費でございます。

その下、職員給与費(総務管理費)でございますが、105人分の人件費でございます。

その下、職員研修費でございます。早稲田大学マニュフェスト研究所による人材マネジメント部会への研修費を増額しております。

その下、職員厚生費です。労働安全衛生規則等の一部改正に伴いまして、必要になる追加受講費を増額をしております。

1つ飛んで、職員給与費(契約検査)でございます。4人分の人件費を計上しております。

その下、自動車運行管理費です。公用車の利用実態を考慮し、当初予定しておりました普通自動車のリース契約を軽乗用車の購入に変更するため、科目を入れかえるものです。

龍崎市長公室長

その下になります。

企画調整事務費でございます。嘱託員の採用を一般職非常勤職員から臨時職員へ変 更いたしましたことから、報酬と旅費を減額し、賃金を増額しております。

19ページをお願いいたします。

菊地総務部長

公共施設維持整備基金費でございます。平成30年度の土地売り払い収入312万7,000 円を積み立てるものです。

1つ飛びまして、旧北文間小学校施設管理費でございます。第1期から第3期までの校舎の解体工事費1億4,809万3,000円を増額し、翌年度に繰り越して使用できるよう繰越明許費を設定しております。

21ページをお願いいたします。

1番上、職員給与費(監査)でございます。3名分の人件費でございます。 33ページをお願いいたします。

出水田危機管理監

一番上、自主防災組織活動育成事業でございます。防災士受講者数の増により、防 災士養成事業補助金を18万円増額しております。

その下、防災情報伝達設備整備事業でございます。契約の額の確定により、実施設計委託料を18万円減額し、継続費の総額及び年割額を変更しております。

続きまして、36ページ、37ページをお願いいたします。

菊地総務部長

公債費です。一般会計債元金償還費でございますが、借入額や利率の確定、据置期間の変更などにより、元金償還費を4,119万3,000円、利子償還費を615万2,000円、 それぞれ減額をしております。

続きまして、6ページにお戻りください。

出水田危機管理監

1番上、第2表の継続費補正でございます。防災情報伝達整備事業を変更しております。事業につきましては、請負仮契約の確定により、総額及び年割額を変更するものでございます。

菊地総務部長

続きまして、第3表、繰越明許費でございます。旧北文間小学校施設管理費を追加 しております。理由につきましては、旧北文間小学校解体工事に相当の日数を要する ことから、年度内の工事完了が困難であるため、繰越明許費を設定したものです。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正でございます。1番上、北文間小学校整備事業につきましては、 旧北文間小学校の第1、第2、第3期校舎解体工事に対する借り入れについて、1億 3,320万円を増額するものです。

次は中段になります。

出水田危機管理監

消防自動車整備事業につきましては、当初予算で計上した消防指揮車の購入費1,000万円に対する借入額を充当率75%、750万円で計上していましたが、茨城県との協議により、起債区分の変更が認められ、充当率100%に引き上げられたことにより250万円を増額するものでございます。

その下、防災情報伝達設備整備事業につきましては、請負仮契約の確定に伴い、契 約額に合わせて20万円を減額するものでございます。

菊地総務部長

一番下、臨時財政対策債につきましては、先ほど歳入のところでご説明をさせていただきましたけれども、普通交付税の算定結果による減額でございます。

以上です。

久米原委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。 金剛寺委員。

金剛寺委員

ここで2点ほど質問させていただきます。

まず1点目は、11ページにある国庫支出金のところの社会保障税番号制度システム整備費で239万1,000円の歳入があります。これに対する補正予算の中には、歳出がな

いわけです。これについては、今年度予算の中の59ページの中に番号制度推進費、中間サーバ運用費ということで558万5,000円が計上されているので、この中の一部かと思われるわけですけれども、この予算のときの558万5,000円のときの内訳を教えていただいて、これが今回の歳入にぶつかるのかどうかについて確認をしたいと思います。

久米原委員長

酒巻情報管理課長。

酒巻情報管理課長

今回の社会保障税番号制度システム整備費につきましては、金剛寺議員がおっしゃるとおり、既に歳出については予算化されております。こちらにつきましての内訳なんですけれども、現行のシステム自体、負担金としまして290万2,000円ということで歳出のほう、内訳としてございます。

今回、歳入で計上しましたこちらの額につきましては、歳出としまして266万3,000円というところで予算計上しているところでございますが、本年度負担金の額が確定いたしまして、今回、歳入としまして計上しています230万9,100円ということで、歳入として予算計上させていただいてございます。

以上です。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。

あと、もう1点、15ページのところの道の駅の護岸改修工事の返戻金ですか、この4,581万6,000円で、これは30年度の決算書の中に前払い金の5,460万円というのがあって、その差額が経費として支払われたものだという説明でしたけれども、決算書のほうには、第1区工事と第2区、第3区というふうに3つの工区に分けて決算金額が書かれていましたので、この差額の金額を工区ごとに分けるとどのようになるでしょうか。

久米原委員長

油利道の駅・牛久沼プロジェクト課長。

油利道の駅・牛久沼プロジェクト課長

返戻金の工区ごとでございますが、第 1 工区が1,731万5,154円、第 2 工区が1,356万3,956円、第 3 工区が1,493万7,399円、合わせて4,581万6,509円ということになります。

久米原委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

そうすると、実際に支払った額についてはどのように請求されたのか、また、その 内容についての検証についてお伺いをいたします。

久米原委員長

油利道の駅・牛久沼プロジェクト課長。

油利道の駅・牛久沼プロジェクト課長

工事の出来高につきましては、先ほど部長からも申し上げたとおり、878万3,491円ということでございます。これにつきましては、実質、護岸工事の準備等に費やした経費が主でございまして、これについての検証については、それぞれ領収書、請求書、見積書等、全部そういったものを各施工業者のほうにそろえていただきまして、契約検査課とともに検査をいたしたものでございます。

久米原委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第25号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

久米原委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。 以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。